

平成 2 8 年 第 2 回

# 芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 8 年 6 月 1 4 日

閉会 平成 2 8 年 6 月 1 7 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成28年第2回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6・14	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 （散 会）
15	水	休 会（議事整理）
16	木	休 会（議事整理）
17	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

## 目 次

第1号（6月14日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	3
4	説明のため出席した者の職氏名	3
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	12
	第1 会議録署名議員の指名	12
	第2 会期の決定	12
	第3 諸報告	12
	議長諸般の報告	12
	行政報告	12
	第4 町長の提案理由説明	12
	第5 一般質問	13
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	13
	○竹崎町長答弁	15
	○山元総務課長答弁	15
	(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	16
	○竹崎町長答弁	16
	(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	17
	○竹崎町長答弁	17
	(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	18
	○竹崎町長答弁	18
	(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	19
	○山元総務課長答弁	19
	(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	20
	○櫻井福祉課長答弁	20
	(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	20
	○竹崎町長答弁	21
	(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	21
	○山元総務課長答弁	21
	(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	21

○竹崎町長答弁	22
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	22
○山元総務課長答弁	23
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	23
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	23
○竹崎町長答弁	24
○山元総務課長答弁	25
○澁谷教育委員長答弁	26
○竹浦教育長答弁	26
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	26
○竹崎町長答弁	28
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	28
○竹崎町長答弁	29
○山元総務課長答弁	29
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	29
○山元総務課長答弁	30
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	30
○竹崎町長答弁	31
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	31
○長船教育課長答弁	32
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	32
○長船教育課長答弁	32
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	32
○竹浦教育長答弁	33
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	33
7 散 会	33

第2号（6月17日）

1 議事日程	37
2 出席議員氏名	38
3 欠席議員氏名	38
4 説明のため出席した者の職氏名	38
5 事務局職員出席者	38
6 開 議	40

第1	発言の取消しの件	40
第2	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する 条例の制定について	40
第3	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	41
第4	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	43
第5	報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	44
第6	報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ いて	46
第7	報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について	48
第8	議案第44号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第1号）	50
第9	議案第45号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	53
第10	議案第46号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1号）	54
第11	議案第47号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	55
第12	議案第48号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて	56
第13	議案第49号 芦北町計石港観光休憩所条例を廃止する条例の制定につ いて	57
(一括議題＝第14から第15まで)		
第14	議案第50号 町道の路線廃止について	58
第15	議案第51号 町道の路線認定について	58
第16	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	60
第17	議員派遣の件	60
(一括議題＝第18から第21まで)		
第18	総務常任委員会の閉会中の継続調査の件	61
第19	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件	61
第20	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件	61
第21	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	61

7 閉 会 ..... 61

## 平成28年第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月14日

午前10時 開 会

於 議 場

### 1 議事日程

#### 開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 一般質問

(散 会)

### 2 出席議員（16人）

1番 荒川知章君

3番 宮内道則君

5番 古村逸男君

7番 草野安道君

9番 元山秀志君

11番 平松洋一君

13番 藤井公明君

15番 水口宣之君

2番 坂本登君

4番 寺本順一君

6番 白坂康浩君

8番 前田徹一君

10番 宮尾秀行君

12番 川尻成美君

14番 岡部恵美子君

16番 寺本修一君

### 3 欠席議員（0人）

### 4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹崎一成君 副町長 藤崎正司君

教育委員長 澁谷百錬君 教 育 長 竹浦裕道君

総務課長 山元信作君 企画財政課長 柳田豊彦君

税務課長 楠原清照君 住民生活課長 一丸喜八郎君

福祉課長 櫻井優一君 農林水産課長 藤井哲郎君

商工観光課長	園川民夫君	建設課長	下田研君
上下水道課長	坂道征一君	会計管理者兼 会計室長	井手口浩二君
田浦基幹支所長	宮石幸人君	教育課長	長船正純君
生涯学習課長	宮下祐一君	農業委員会 事務局長	告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩間睦生君	次長(課長補佐)	佐竹貴幸君
--------	-------	----------	-------

## 議長諸般の報告

### 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

### 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成28年3月22日（火）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

- 議 題
- ・水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び水俣芦北広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
  - ・平成27年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）（原案可決）
  - ・水俣芦北広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
  - ・平成28年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算（原案可決）
  - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の再任用に関する条例の制定について（原案可決）
  - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
  - ・行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（原案可決）
  - ・水俣芦北広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
  - ・水俣芦北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

### 3 熊本県町村議会議長会理事会議

期 日 平成28年5月16日（月）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

- 議 題
- ・平成28年熊本地震関係事項報告及び見舞金等の取扱い協議
  - ・全国議長会関係事項等の報告
  - ・平成28年度諸事業計画予定について
  - ・九州協議会における本県提出議題について
  - ・平成28年度町村議会議長・副議長研修会の開催について

4 平成28年度町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成28年5月30日（月）～6月1日（水）

場 所 中野サンプラザホール（東京）

内 容 講演

- ・「地方議会の役割と改革の行方 － 「住民自治の根幹をなす議会」の作動－」
- ・「わが町の議会活性化への取り組み」
- ・「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ － 「学ぶ議会」と「自由討議」が推進力－」
- ・「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」
- ・「今後の政局・政治の動きを読む！」

平成28年6月14日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第9号  
平成28年6月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾  
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成28年5月31日

3 検査実施日

平成28年6月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般 会計 ・ 特別 会計	歳 計 現 金	1,614,703,996 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,715,680,420 円
	歳入歳出外現金	41,602,329 円
	計	7,371,986,745 円
水 道 事 業 会 計		283,395,083 円

## 議員派遣の結果報告

平成28年度町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成28年5月30日（月）～6月1日（水）

場 所 中野サンプラザホール（東京）

目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員 水口副議長

平成28年6月14日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成28年第2回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	川尻成美	1 芦北町地域防災計画及び防災マップの見直しについて	<p>先の熊本地震は、益城・南阿蘇を中心に多くの甚大な被害をもたらした。</p> <p>本町においても、甚大な被害を免れたとはいえ、今後地震に対応すべき課題もあると考えられる。</p> <p>① 熊本地震発生から2か月が経過する中、今後の地震を想定し、町長としてどのような対応策を考えておられるのか。</p> <p>② 防災計画の第29節地震・津波災害対策計画について見直すべき点や追加すべき事項があるのではないか。また、防災マップについても同様と考えるがどうか。</p> <p>③ 住宅耐震改修補助制度等を設ける考えはないか。</p>	町長
		2 女性活躍推進の行動計画の策定について	<p>政府は、本年5月20日、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律で国と自治体に義務づけられた行動計画について全国市区町村の1.4%に当たる市町村が策定していないと公表した。その中で本町も未策定とある。</p> <p>① 同法律は、本年4月1日からの施行であったが、策定が遅れた理由は何か。また、現在、策定に向けてどのような状況か。</p> <p>② 本町職員の男女雇用の比率、女性管理職の割合や労働</p>	町長

			時間、並びに男性職員の育児休業取得などの数値目標はどうなっているか。	
2	坂本 登	1 熊本地震に関する町の被害の状況と対応について	<p>今回の熊本地震では、布田川・日奈久断層帯を震源とし、芦北町でも4月14日から19日にかけて震度4から5強の揺れが6回観測された。その後、余震が続く中、多くの住民が生まれて初めて感じる不安と恐怖を経験した。</p> <p>また、被災地では多くの方が今もなお避難所や車中泊などで不自由な避難生活を余儀なくされている。</p> <p>① 本町の被害の状況はどうであったか。また、避難所の開設箇所数及び男女別避難者数は何人であったか。</p> <p>② 4月14日から5月2日まで避難所が開設されていたが、避難者からの意見、要望等はどのようなものがあったか。また、配置された職員の健康上の問題等は発生しなかったか。</p> <p>③ 平成28年4月15日付け府政防第582号で内閣府より避難所の生活環境の整備等について（留意事項）が県の災害救助担当部局宛に通知されており、その中で避難所の設置について5項目の対策が示されている。</p> <p>本町の各避難所における備えはどうであったか。また、備えが不足したものについて今後どのように対処する</p>	町 長

		<p>考えか。</p> <p>④ 南阿蘇村の避難所に職員を派遣しているが、派遣職員は何名か。また、どのような支援業務を行っているか。更に、実際の被災地で派遣職員が学び、経験したことを今後、本町にどう生かしていく考えか。</p>	
	2 川内原子力発電所事故発生時の阿久根市との避難所施設利用に関する協定について	<p>芦北町は、平成25年12月24日、阿久根市との協定で、九州電力川内原子力発電所の事故などの災害発生時に、避難所として7施設を確保し、3,566人の避難者を受け入れることを決めている。川内原発事故と大規模な地震・津波災害が同時に発生した場合、芦北町民の避難所の確保はどう考えているのか。また、協定の内容を見直す考えはないか。</p>	町長
	3 教育現場での大規模地震への対応と防災教育について	<p>① 児童・生徒に対し、大規模地震への対応について、どのように指導しているか。</p> <p>② 熊本地震を経験し多くの教訓を得たと思うが、今後、教育現場における防災教育にどう生かしていく考えか。</p>	教育委員長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成28年第2回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、去る4月14日と16日に熊本地方を中心に巨大地震が発生いたしました。この未曾有の大震災によって亡くなられた皆さま方の御冥福をお祈りし黙祷を行います。傍聴席の皆さんも御協力をお願いします。御起立ください。黙祷。

[黙 祷]

○議長（寺本修一君） お直りください。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

#### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番 白坂君及び7番 草野君の2人を指名します。

-----○-----

#### 第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から6月17日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間に決定しました。

-----○-----

#### 第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

#### 第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜りありがとうございます。

まずはじめに、この度の熊本地震により不幸にして亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

本町では、今回の地震を踏まえ、今後もいつ大きな地震が発生するのか分からず、計画的な対策には苦慮いたしておりますが、安全・安心なまちづくりのため、大地震に備え必要な対策はできることから速やかに取り組んでいるところです。なお、既に梅雨時期に入っておりますが、引き続き地震情報や大雨等の気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、芦北町固定資産評価審査委員会条例、芦北町税条例及び芦北町国民健康保険条例の一部改正に係る専決処分の承認3件、一般会計の繰越明許費繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告など、報告3件を提出しております。また、平成28年度芦北町一般会計、芦北町国民健康保険事業特別会計及び芦北町介護保険事業特別会計に係る補正予算3件、条例の一部改正が2件、条例の廃止1件、町道の路線廃止・認定が各1件、合計8議案と人事案件1件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

## 第5 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第5「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり補助質問を含め30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ完結に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会に臨み、一般質問を行います。

まず、去る4月14日、16日に発生しました熊本地震において犠牲者になられ

ました方々に哀悼の意を申し上げ、また被災された多くの県民の方々へお見舞いを申し上げます。一日も早い終息と、被災地の復旧・復興を願ってやみません。この間、芦北町においても、職員の皆さまをはじめ、消防団各位、関係者の皆さまの御努力に敬意を表するものでございます。

それでは、今回の一般質問は2つの問題についてであります。1つは芦北町地域防災計画及び防災マップの見直しについて、2つ目に女性活躍推進の行動計画の策定について質問いたします。

まず、熊本地震は益城、南阿蘇を中心に多くの甚大な被害をもたらしました。人的被害では、死者49人、関連死20人、未だ行方が分からない1名のほか、重軽傷の人1,700人余、住家被害は全壊7,633棟、半壊1万6,278棟、一部損壊6万4,549棟、これは5月20日付けの数値であります。未だ避難所生活を余儀なくされます多くの方々がおられます。余震の発生も止まらず、不安と恐怖で心労が重なり、眠れない毎日と聞いております。本町においても、甚大な被害は免れたものの、今後地震に対する課題も多くあると考えられます。熊本地震から2か月が経過する中、今後の地震を想定し、町長としてどのような対応策を考えておられるのか1点目の質問であります。

2点目は、毎年策定されます芦北町地域防災計画があります。これは昨年の27年度のものでございます。この第9節地震・津波対策計画、93ページから108ページについて見直すべき点や、追加すべき項目はないのか、今回の地震の教訓からして防災マップも同様ということで、いかがお考えでありましょうか。町長自身の考えをお聞きいたします。

3点目は、住宅耐震改修補助制度を設ける考えはないのか質問をいたします。この制度を導入している九州各県を見ますと、平均65.7%であります。福岡、大分、宮崎の市町村は100%の実施率で、熊本は16市町村のみで35.6%しかない、少ない率であります。我が町には木造住宅建築支援事業補助金という有効な補助がありますが、さらに今後備え、この住宅耐震改修補助制度の導入を考えるべきとは思いますが、町長、いかがでしょうか。

次に、第2の質問は、女性活躍推進の行動計画の経緯についてであります。5月21日土曜日の熊日新聞朝刊に「県内13市町村未策定」という見出しで、政府は今年5月20日、女性の職業生活における活動の推進に関わる法律で、国と自治体に義務付けられた行動計画について、全国市区町村の1.4%にあたる25市町村が策定しないと報道しました。その中で本町も未策定ということで目を疑いましたが、芦北町と明記されておりました。同法律は本年4月1日施行であったのでありますが、策定が遅れた理由は何なのか、また現在策定に向けどのような状況である

のか質問をいたします。

2点目は、この計画は具体的に数値目標を盛り込むことになっております。本町職員の男女の雇用の比率、女性管理職の割合や労働時間及び男性職員の育児休業取得などありますが、その数値目標はどうなっているのか示してほしいのであります。

以上、質問をいたしました。特に地震対策に対しましては、町民の安全・安心の上で、また町民の生命・財産を守る行政責任という観点から、必要不可欠かつ重要施策であると思っております。具体的な施策を期待いたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

まず、芦北町地域防災計画及び防災マップの見直しについてであります。この中で質問1の①と②については関連いたしますので、まとめて答弁いたします。

今回の地震は、本県にとって未曾有の大地震となりました。このような大地震が発生した場合には、事後の迅速な対応が必要であります。既に検討を始めておるところでございます。今後、ソフト面・ハード面から総合的に見直しをいたしまして、防災計画に反映したいと考えております。防災マップに関しましても、防災計画と併せて総合的に見直すこととしております。

続きまして、質問の1の③住宅耐震改修補助制度の導入については、今回の地震を踏まえまして、補助制度の必要性が高まると推測されますので、今後しっかり研究してまいりたいと思っております。

続きまして、女性活躍推進の行動計画の策定についてでございますが、6月に策定をいたし、既に公表しております。具体的内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） おはようございます。

それでは、質問2の①の策定が遅れた理由といたしましては、課題分析や数値目標設定などに時間を要したためであります。できるだけ早期に策定できるよう取り組んでまいりましたが、地震対応もあり、今回の策定となりました。県内で13団体が未策定であり、熊本県の担当から6月10日頃までに策定の依頼がありましたので、6月6日に策定と併せて公表しております。

次に、質問2の②の数値目標につきましては、国が示す計画の策定指針では、現状把握の7項目のうち1項目以上、数値目標を設定することとなっております。今回策定しました計画では、数値目標を2項目設定し、係長級職員に占める女性職員

の割合を15%、男性職員の配偶者出産休暇取得率を75%としています。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、順を追って再質問をいたします。

はっきり言って想定外という言葉が流行しておりますが、そのとおりであったんじゃないかと思えますし、私自身もそうだったかなというふうに思います。家庭においての、仕事においての防災に対する考え方の認識というのは、まずもってそういうこと自身を考えたところでありますので、これはこういう質問をするのは、もう議員の皆さんそうだったというふうに思いますが、いち早く何を取り組むべきかというのが頭に浮かんできましたし、毎日、各報道機関、新聞紙上等で連載してあり、この地震において我が町はどうなるんだろうかなということ、町長が一番に考えられたというふうに思えますので、もう少し率直に今回のこの地震において、その教訓の中でですね、何が一番最初に取り組むべきか、また何から、進める前にどうしたらいいのかという、策定をどうのこうのの前にですね、一番感じられたことを町長自身の声をお聞きしたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず思ったのが、町民の方々の人命の安全の確保はどうすべきかということであります。それと、発災後のまず第1番の対策としてより安全性の高い避難場所を確保する。確保した以上は、長期に及ぶ場合と短期に及ぶ場合がございまして。中長期に及んだ場合の非常食あるいは寝具類、あるいは生活空間の保健衛生上の確保、あるいは精神衛生上の問題等々がまず第一であろうというふうに考えたところであります。ただ、地震の発生の状況というのは様々でありまして、真夜中に発生した場合、昼間に発生した場合、あるいは大雨で大変洪水が心配される中で発生したり、いろんな場合、あるいは後ほどの質問にも出てまいりますが、川内原発の事故を起こしたり、いろんな複合的な場合が考えられますので、大変難しい問題であります。熊本県内の多くの自治体が大雨洪水、台風に対する備えとか防災計画はしっかりと立てておりましたが、事地震につきましては机上の計画は立ててありましたけれども、実際となりますと大混乱をきたしたわけでございますので、今回の震災を踏まえまして、多くの情報を集めながら分析し、今後に対応してまいりたいというふうに思えます。

なお、もう一つ付け加えますと、現在、芦北町職員を被災地の救援活動に派遣をしておりますが、彼らの現地での支援活動の経験というものが大変重要になってまいりますので、これらの報告も併せて防災計画にこれを反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこでですけれども、今年の防災計画を毎年発刊されております、ずいぶん持っておりました。これは合併当時のやつですけれども、そして23年をなぜ持ってきたかという、これは5年前の東北震災の折の教訓を得て、津波が新たに記載されたわけでありまして。そう変わってはおりませんけれども、年々ごとに節の部分が追加されておりますし、事例等も当たり前のことであっておりますが、想定という部分がありますよね。そこに新聞でもありましたように、今回は車中泊という形で、今もそういう形でおられる方も少しはおられるんじゃないかなと。今回の地震ははっきり言いまして、14日と16日ということで、14日のあれは前震やったですか。多くの家財がたおされたものですから、全部外に出て、車とかそこらに逃げて避難されて、そして16日を迎えたものですから、私は死者等が少なかったんじゃないかなというふうに思います。これが良かったのか悪かったのかはさておき、人命においてはその前震があったからではなかったろうかなというふうに思いますけれども、そこで地震があつて、行政というのはどうすべきかというのがでてきますが、消防団等もですけれども、やるべきことの1番はやっぱり職員の皆さん方が地域をいかに把握するかということにもあろうかと思ひます。これは地震のみならず、雪のこの前の豪雪においても台風においてもそうでありまして、そこをいかに地域に、自分の住むところを把握できるかという、それを吸い上げて、どうするかというのが一番大事であろうし、2点目はそれぞれの自助といひますか、自主防災組織のあり方の問題に尽きるというふうに思ひますけれども、町長、そのへん陣頭指揮を執られた中で、今回はどういう報告を受けられて、どういふふうにか動かしていかれたのか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もうご指摘のとおりでありまして、行政の対応ですね、これはもう多くの自治体の長も言っておりますが、行政の対応は限界があるんですね。新聞にもありましたように、救済にあたっている、いわゆるひどかった地域の職員、もう50%が精神的ダメージを受けておるといふことでもあります。そういうことで、行政には限界があるといふことでもありますので、まずさっきおっしゃった自助、これをですね、日頃からどういふ意識付けをしていくか、それには今83%の組織率を超えました本町自主防災組織、これはですね、大いに私は期待できる存在となつてきたといふふうに思ひます。

それと、共助と言ひます。これは共に助け合つていくわけですが、地域住民の皆さまが自助の次に共助の精神でいこうといふことと、そして公助、この三位一体となつたところで初めてこの対応の効果がでてくるのではなかろうかなといふふうに

思っておるところでございますので、今後きちんとしたそういう検討の場も開き、何回も協議する中で、より完成度の高いものを目指していきたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） はっきり言いまして、具体的にどうのこうのとは言えませんが、そのときどきの時点でよろしいかと思えますけれども、いかにそれを今後訓練の中でやるのかなというのがあると思えます。訓練しかないと思えますね、想定等を考えた場合、心で思っても何にもならないわけですので、やはりその訓練の度合いといいますか、町で主催するやつもですけども、はっきり言って、私は自主防災組織率はもう83%設立されておりますけれども、失礼ですけども、機能していないんじゃないかなと、今回思ったわけでありまして、今回だけじゃなくして、やっぱり豪雪のときもそうでありましたし、1月25、26やったですかね、でもありましたし、台風のときもそうであるし、非常にそこはまだまだ、組織はつくったものの活動の一步に進めないというのは何なのかなというところを思えますと、やはり訓練とかを1年に1回ぐらいはやっぱりしてもらいたいなというふうに思えますので、そこをどういうふうに呼びかけるのか、団体を今20箇所かですかね、数字じゃありませんけど、一回寄ってもらって、そういう組織の方々をやっぱり今後啓発して、いかに訓練をするかというのが一番大事であろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実はですね、今度、当初21箇所、その後1箇所が耐震性が少し不安があるということで20箇所になりましたけれども、先ほど申しました職員でこれに当たっております。それと、看護師とか保健師等も巡回させるという対応をしたわけでありまして、やはり日が経つにつれまして、疲労が増してまいります。そして、疲労が増すと、体力だけじゃなくて、判断力にも影響することが考えられます。そこで、地元の地域防災組織、消防団にお願いして、そしてローリングを組みながら、これに当たりましたので、自主防災組織はですね、きちんと対応を今回やってくれております。

それと、まだ自主防災組織は設立したばかりでございますので、今回のことは大きな教訓になったと思えますから、しっかりとですね、現実的なものとして受け止め、意識のやはり向上につながったかと思えます。なおですね、83%組織率を超えましたが、この自主防災組織を作るのは容易なことではないんです。住民の方々に理解していただく、そしてその中で自主的に編成していただくということで、担当課はですね、これは何年もかけております。何年もかけて、やっと出来たのが今

の体制であります。もう少ししますと100%になるわけです。自主防災組織がですね、100%の自治体がありますけれども、そこはですね、ちょっとからくりがありまして、町ごと防災組織をですね、一つ作るんですね、芦北の防災組織。それで、県に届け出ますと、組織率100%になるんです。ところが、中身はばらばらなんですね。そういうところが幾つか散見されます。うちは実のある自主防災組織にしていきたいと思います。なお、消防団の皆さん方におかれましてはですね、発災と同時に団長を中心として、その組織力を遺憾なく発揮して、住民の皆さん方の支援に当たりましたし、不安の解消に努めてくれたわけでございます。ほかに公民館、区長会、総合的にこれに当たらせていただいたということをですね、申し上げておきたいと思います。これからしっかりより発展的にこれを充実させてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も十分理解しているつもりでございますが、そういうことで冒頭申し上げましたように、職員の皆さん、消防団をはじめ関係者には敬意を表するということで申し上げましたように、そういうことは存じ上げておりますし、労にねぎらいを言ったところでもありますけれども、その中で避難所に対する把握といたしますか、備蓄も含めて、今避難所における備蓄等については、ちょっと細かくなりますけれども、備えをしてあるのはどういうのを備えてあるのか、今後足りないものはどういうものかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。担当課長から。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

災害時の備蓄としましたは、アルファ米、それからみそ汁、飲料水、毛布、タオルケット、マット、それと仕切りの板ですね、を用意しております。量的にはですね、震災前がアルファ米が3,035食、みそ汁が2,152食、飲料水が1,406ℓ、毛布375枚、それからマットが304枚、タオルケットは支援物資で100枚いただいたところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 総合的に言われたんですけども、この収容人員において、どれだけというのはそれでは分からないですね。大小あるじゃないですか、避難場所が。だけん、大体1箇所、どういうところでは事例としてですよ、どこにはこういう形でやっているという、そこがちょっと欲しいなと思いますが。

〔資料がある〕と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 資料があるそうですので、後でいただければなというふうに思います。

そういう中でですね、家庭でも今リュックにですね、そういう備え、3日分ぐらいするようにということで、家でもやっていますし、うちの社内の中でもそういうことを習慣づけるようにやっていますけれども、そういう中で避難を余儀なくされる場合に、この防災マップで以前質問したことがあるんですけども、一人暮らしの方、要支援の方がありますけれども、その中で要支援の名簿等が作成中とありました。2014年だったから、2年前の6月19日でありましたけれども、それはもう大体把握はできておられるんですかね。いかがですか。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 避難行動要支援者の避難につきましては、熊本県の方から今年度中の作成を行うようにということでございまして、ただいま支援者につきまして支援者の登録につきましてはの再度、今上がっているところでございます。現在、上がっておりますのが登録者数が338名、対象地区が77というふうになってございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは2年前の新聞の切り抜きで、我が町も作成中とあったものだから、もうできているのかなと思ったんですけども、今詳細に調べながらするということがありますので、これはいち早くですね、そういう把握をして、それなりに区長とか、地域の啓発を行ってですね、消防団等に対しても周知していく必要があるんじゃないかと思っておりますので、早急に実施していければと思います。

この見直し、追加においては以上でありますけれども、やはりこれは生命、財産にも関わることでありますし、やはり良いものを、いかに行動的にできるのかというのが一番だと思いますので、これより議会としてもですね、その中身についてもやっぱり自主的に、やっぱりやろうじゃないかなというふうに、今後といたしますか、今日、全協がありますので、その点で御要望いたしておきたいと思っておりますので、やはり逐次、我々にもやっぱり報告をいただければというふうに、お願いをする次第でございます。

次に、3点目に入りますけれども、もう御存じだと思いますけれども、この住宅の耐震の診断の補助とかは大体してあります。なぜ遅れたのかなというのは、地震はやっぱりないだろうという過信もあったんじゃないかなと、私自身、思いますけれども、町長の答弁で、善処するお考えでありますけれども、事例でも、熊本市の事例とか殺到したというふうに2回熊日にも掲載されておりますし、大体どれくらいかな、改修には7、8万円かかるんですかね、地震だけは。負担金が5,500円

とか書いてありますけれども、これはやっぱり家を作るときも非常に有効な補助金が出ておりますので、併せて今度からはやっぱり今ある家をですね、こういう形ですね、早急にして、それなりの対応をやられると、やっぱり家も10年、20年になりますと、老朽化しますので、この点、もう一度町長に。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 震度6以上、あるいは7クラスが来ますと、芦北町は恐らくですね、壊滅状態になるかと思えます。そういう最悪の事態を想定いたしまして、そして例えば耐震基準をどこに設定していくのか、あるいは技術的な課題がどこにあるのか、あるいは対象世帯がどのくらいになるかという基礎調査が必要になりますし、他の自治体でも補助の内容はそれぞれ違うと思うんですね。それで、財政に応じた対応はどのようにしたらいいか、そういうことも踏まえながら、しっかりと善処してまいりたいと、研究をしていきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この問題につきましては、早急に知恵を絞ってですね、やっていただきたいと思えますし、私ども議会としてもそれなりの対応、また協議をしながらですね、助言ができればそれなりの助言をしなければいけないと痛感したところであります。早いこのですね、万全な体制をとられることを期待しております。

次に、第2の質問でありますけれども、私も何回かこの女性参画の管理職登用は一般質問した記憶もありますし、その中でやっぱり目に飛び込んできたのは、まさか芦北町が作っていないというのは疑問に思って、目を伺ったわけですが、球磨とか熊本とか多かったですもんね。そこにちょっとあ然としたわけがありますけれども、やはり田舎といいますか、保守的なところはですね、なかなかそういう傾向があるのかなというような感じをしたわけがありますけれども、今、男女平等ですね、発想的にも女性の発想というのは非常にユニークで信ぴょう性があるのかなというふうに思いますので、今2つしか項目は言われなかったんですけども、詳細に言いますと、総務課長、今の職員の中で男女の比率とか、雇用の新採の中で比率とかはいかがなんでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） お答えいたします。

先にありました男女雇用の比率ですけれども、これは男性が75%、女性が25%です。それから、採用の段階ではですね、女性の職員が27年4月では40%が女性職員が採用されております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） なかなか新規採用においてはですね、1次・2次試験等では

ろいろあろうと思いますけれども、男女の比率を明確に確定できないかなというふうにも思いますけれども、いわゆる民間の社会では能力給とかありますけれども、能力がこの世の中は一番重要視されますので、そこには町長、多分優秀な女性も我が町にはおられると思いますけれども、早くそういう管理職のですね、登用というのは今後大きな町の行財政の活性化にもなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど目を疑ったと、よもや竹崎町長のもとで遅れはないだろうということでございます。遅れた事情はさっき総務課長が申し上げたとおりであります。私も芦北町の男女共同参画社会推進もやっております。毎年その行事には参加しておりますので、川尻議員、一度参加してみてください。27年度はですね、男性料理教室をやりました。大変楽しゅうございまして、そして女性の苦労というものがですね、料理教室を通じて分かるんです。理解度がどんどん深まっていくと、そういうこともですね、こういう認識をしていく導入になるのではなからうかというふうに思いますので、蛇足ながら申し上げたところでございます。

かつて旧芦北町ではですね、水俣芦北圏域を含めて女性課長が最初に誕生したのがこの町でございました。そして、この4月の人事異動で係長を5名辞令を交付いたしました。そのうち4名は何と女性でございまして、岡部議員さんからですね、よくやったというにですね、お声をいただきそうな雰囲気でございます。そういうことで、十分今の社会の流れということは分かっておりますしですね、女性の特性も生かす、男性の特性も生かす、お互いがですね、理解して、足らざるは補完し合っていくという社会が望ましいかなというふうに思っております。かつて亭主関白ではなからうかと言われた私が、もはやもう男女共同参画社会の真ただ中におるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 大体女性が強い家庭がいいですもんね。財布もやっぱり女性が、奥さんがちゃんと持った方がいいかなというような経験がありますし、うちも一切給料は女房でございます。そういう中でですね、先に遅れた理由とかはもう多くは申しませんけれども、やっぱりそういう意識が、通達があったのが何日だったのか追求しませんけれども、やっぱり今後そうであればですね、やっぱり本当、比率的に1.4%でありましたので、全国でですね、ちょっとやっぱり事務当事者としては、これはちょっとミスじゃなかったらかなと、非常に反省をしていただかなければいけないと。そうであれば、このことについてはしっかりといい計画を作ってあったと言いますけれども、作られたとありますけれども、所管でも説明ないですね、私はそれをよく要求しております。計画書を作るならば、作った後

でこうして作ったんだと議会にも報告をすると、そういう形を持っていただければなど。作る前にもやっぱり委員会等でもですね、情報を流してもらって、一つの議会としての言葉といいますか、町民の代表でありますので、そういうのは今後重要になっていくのではないかというふうに思いますので、そういうのは切にですね、今後願うものであります。

そこで、その中で育児休暇というのがありますし、何か国会でも大きな話題としたところでもありますけれども、我が芦北町は男性の育児休暇は取られた事例はあるんですか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 育児休暇につきましては、男性はゼロでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これもやっぱり保守的な、保守的といいますか、何といいますか、それぞれの事情でですね、あろうかと思いますが、女性がえらいのかな、男性がえらいのかなと非常に感じておりますけれども、失言をしますといけませんので、このくらいで止めますけれども、何せ冒頭、終わりに申しあげましたように、早くですね、この地震に対する事項に対しては、見直しして、即、復興ができるような訓練等も、行政の誘導、啓発でですね、少しでもやっぱり甚大な被害をなくすために御努力をお願いしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺本修一君） これで川尻君の質問が終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、御苦労さまです。日本共産党の坂本登です。議長の許可をいただき、3項目質問いたします。

質問の前に、4月14日の熊本地震発生から2か月が経ちました。地震災害で亡くなられた方、被害を受けられた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、未だに余震が収まらず、警戒が必要な中、寝食を忘れての救援・復旧の仕事に奔走されておられます全ての皆さまの御尽力に心から敬意を表します。今回の熊本地震は、芦北町にも多大な影響がありました。そこで質問に入ります。

1、熊本地震に関する町の被害の状況と対応についてお聞きします。今回の熊本地震では、布田川・日奈久断層帯を震源とする熊本地震が発生し、芦北町でも4月14日から15日にかけて震度4から5強の揺れが6回観測されました。その後、余震が続く中、多くの町民の方が生まれて初めて感じる不安と恐怖を経験しました。また、被災地では多くの方が今もなお避難所や車中泊など、不自由な避難生活を余儀なくされています。そこでお聞きします。①町の被害の状況はどうであったか。また、避難所の開所箇所数及び男女別避難者数は何人であったか。②芦北町では4月14日から5月2日までの避難所が開設されていたが、避難者からの意見・要望等、どのようなものがあったか。また、職員の健康上の問題等は発生しなかったか。③平成28年4月15日付け、府政防第582号で内閣府より避難所の生活環境の整備について、留意事項は県の災害救助部局宛に通知されており、その中で避難所の設置について5項目の対策が示されている。本町の各避難所における備えはどうであったか。また、備えが不足したものについて、今後どのように対処する考えか。④南阿蘇村の避難所に職員を派遣しているが、派遣職員は何名か。また、どのような支援業務を行っているか。さらに、実際の被災地で派遣職員が何を学び、経験したことを今後町にどう生かしていく考えかお答えください。

2つ目の質問をいたします。川内原発事故発生時の阿久根市との避難所施設利用に関する協定についてお聞きします。芦北町は平成25年12月24日、阿久根市との協定で、九州電力川内原子力発電所の事故などの災害発生時に避難場所として7施設を確保し、3,566人の避難者を受け入れることを決めています。川内原発事故と日奈久断層帯で大規模な地震・津波災害が同時に発生した場合、避難所の確保はどう考えているのか。また、協定内容を見直す考えはないかお答えください。

3つ目の質問に移ります。教育現場での大規模地震への対応と防災教育についてお聞きします。①児童生徒に対し、大規模地震への対応についてどのように指導しているか。②熊本地震を経験し、多くの教訓を得たと思うが、今後、教育現場における防災教育にどう生かしていく考えかお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問の次第1でございますが、今回の熊本地震につきましては、住民の不安を考えまして、4月14日夜から5月2日朝まで避難所を開設し運営をいたしました。避難所の運営につきましては、余震が続く中でありましたが、職員をはじめ、区長、公民館長、自主防災組織、消防団などと連携いたしまして、昼夜を通して全

力で対応に当たったところがございます。被害の状況など詳細につきましては、担当課長から答弁をさせます。

質問2につきましても、担当課長から具体的に答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） それでは、質問1の①につきましては、被害の状況は昨日までの累計で公共土木災害5件、農業施設災害6件、住家被害については災害対策基本法に係る半壊3件を含む26件となっております。なお、人的被害はありませんでした。開設した避難所数は21箇所、避難者につきましては4月14日夜から5月2日朝までの延べ人数は、男性1,604人、女性2,878人、合計の4,482人でした。

次に、質問1の②につきましては、避難者からの意見として、洋式トイレの設置やごみ袋、靴袋の配布をしたらどうか等がありました。また、マットや毛布の要望があり、自主避難においては各自で用意していただくものではあります。可能な限り貸与したところがございます。避難所の環境整備については、避難者からの意見等を踏まえ、区長、消防団及び自主防災組織等の関係団体と早期に協議を行い、具体的に検討いたします。なお、職員の健康上の問題はあっておりません。

次に、質問1の③につきましては、本町では内閣府からの通知5項目のうち、マット、間仕切り用パーテーション、冷暖房機器、テレビを備えております。また、仮設洗濯場や仮設トイレ等はリースで対応することとしております。なお、今後、備えが必要なものについては検討していきます。

次に、質問1の④につきましては、災害派遣職員数は5月16日から6月30日まで38名を予定しております。5月16日から6月6日までは南阿蘇村が大津町に設置した本田技研体育館において、避難所運営を行っております。また、6月7日からは南阿蘇村の白水庁舎で罹災証明等の事務を行っております。併せて、明日15日からは被災宅地危険度判定に関する業務のため、技術職員を西原村にも派遣します。派遣職員が学び経験したことを、今後、本町にどう活かしていくかについてですが、被災地を実際に見て、村の職員や被災者、ボランティア、全国からの派遣職員の話を通じて直接聞いており、災害対応の難しさや重要性を実感しております。また、長期の避難所運営についてのノウハウを学ぶことができっております。今後は派遣職員の意見を集約し、防災計画の見直しなどに反映させたいと考えております。

次に、質問2の川内原発事故と大規模な地震・津波災害が同時に発生した場合の芦北町民の避難所の確保についてですが、協定の策定時点で阿久根市民を受け入れる避難所7箇所は、芦北町内の主要な避難所5箇所以外から選定しており、芦北町民の避難所は確保しております。したがって、現時点では協定内容の見直しは必要

ないと考えております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君） 教育現場での大規模地震への対応と防災教育についてという質問でございます。これにつきまして、小中学校への指導の内容と今後の防災教育につきましては、関連しておりますので、併せて教育長から答弁いたします。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） まず、大規模地震への対応についての指導でございますが、各学校長を通じて児童生徒の安全を第一に確保するよう指示するとともに、心のケアを必要とする児童生徒がいなか把握するよう指導しました。

次の今後の教育現場における防災教育についてでございますが、今回、大規模な災害に遭われた市町村の学校現場での総括には時間を要するかと思いますが、現在、大きな問題となっているのは、児童生徒のメンタルケアであろうかと思っております。また、学校が避難所となった場合の学習の遅れ、子どもたちのコミュニティの崩壊などが課題として示されたと考えております。今後はこのような教訓を踏まえ、各学校等で作成しております危機管理マニュアルに出して、防災教育を行っていきたいと考えております。

また、田浦小学校では平成24年度から2年間、防災教育の研究指定校として指定を受け、取り組んできました。その結果、田浦中学校との連携による避難行動、炊き出し訓練、地震模擬体験、段ボールを使った間仕切りの製作など、災害時ととるべき行動や心得を取得できたと思っております。今後も各小中学校の連携を深め、情報の共有化を図りながら、防災教育に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） それぞれ通告していた質問に答えていただきました。

熊本地震の状況については、川尻議員の質問で行程を詳しく答弁させておられました。私の方からは、大きな観点で町長の認識と、あと防災計画の中身の個別的なところについて一つ政策提案をしたいと思っております。

今回、大切なことは、避難者の要望や意見を中心に、住民の声を基に職員の実体験の報告などを含め、熊本地震の経験を今後、町にどう生かすかが重要です。答弁でもありました、今、被災地に派遣している職員の話をもっと把握したいということでした。今回の地震を経験し、日奈久断層帯を震源とする震度7以上の地震を想定した大規模地震に対応できる防災対策の備えが必要だと思っております。避難生活が長期化する場合に備えて、今回の地震で指定避難所以外の公民館などに避難した人、車中泊、夜だけ避難所において自宅に戻っている町民がどういう状況におかれていたのか、人数だけでなく、避難者の要求、願い、抱える課題を把握し、対策を具体化する

る必要があると思います。特に避難者の要求、願い、抱える課題を把握し、対策を具体化して、芦北町地域防災計画を充実させることが重要です。なぜ重要かといいますと、災害を体験した人たち、実際に避難所暮らしを体験した人たちが一番災害に対する備えがいかに大切かが実体験として分かっているからです。

4月15日に内閣府からの通知がありました。4月15日といいますと、4月14日の最初の地震があったその翌日に通知が出されたこととなります。その内容は、阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災など、避難者の声を基に作られた内容になっています。既に通知内容は出来上がっていたことが想定されます。このように避難者の要求を把握し、対策をとること、具体化することを国でもやっています。この通知の翌日、16日未明に本震が発生し、芦北町は震度5強を記録しました。芦北町の行政の基本であります町民の声に基づく一般行政と通じることだと思います。

避難所の問題ですが、避難者、車中泊者の健康維持のため、回診チームを編成し、カウンセリング、安心できる居住スペースの確保が大切です。介護が必要な高齢者、障害者、病院などの避難所としての福祉避難所の果たす役割は大きなものがあります。指定避難所の中に福祉避難所の十分な開設と、避難所への援助の充実を図ることも大切です。4月14日から19日までの地震と、いまだ終息しない余震を経験し、今回の熊本地震は、芦北町にとって、かつて経験したことのない地震です。そこで、町民の声を紹介します。町民の方からは、「4月14日の夜に地震があり、余震が怖くて15日の夜に指定避難所に行ったら閉まっていたので、仕方なく家に帰ったら、その数時間後の16日未明に震度5強の本震があり、怖くて慌てて指定避難所に行ったら、まだ開いていなかった。何で避難所を15日の夜は閉まっていたんだろうか。14日からそのまま開けておいてくれればよかったのにね。」という声を聞きました。また、家が半壊したという男性は、「16日の本震のときは壁がひび割れ、天井が落ちると思い死を覚悟した。また、19日夕方の地震では、西回り自動車道のボルトが折れて、資材が店の敷地内に落ちてきた。子どもに当たっていたらと思うと恐ろしか。」と、生々しい恐怖体験を聞かせてくれました。また、「タンスや食器棚は地震対策をしていたので倒れはしなかったが、中の食器類が飛び出てきて怖かった。」という女性の声、「余震が続き、恐怖で眠れない。」という一人暮らしの高齢者の声、「犬がいるので避難所には行けず、3日間、車で犬と一緒に寝泊まりをして、腰と足が痛くなった。」という男性の声など、わずかですが聞いてまいりました。

町長にお聞きします。町長自身、多くの町民の声を聞かれたと思います。町民の間でも19日の八代を震源とする震度5弱の地震で、日奈久断層帯への広がりや存

在を知り、地震への不安や恐怖は高まっています。安心・安全なまちづくり、防災に強いまちづくりのために、町長の今回の熊本地震に対する認識をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 未曾有の大震災でありまして、これまで経験したことのないということでもありますから、対応の仕方も完ぺきでない部分もあったかと思えます。今後、多くの方々の意見を集約する中で、より万全な対応を行いたいというふうに思っております。少し時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） たくさんの意見を聞くという答弁でした。

先ほどの川尻議員のときに、具体的に防災計画の見直し等を図っていくという答弁でしたので、私は防災計画の中にある1項目についての政策提案をしたいと思えます。今後、巨大地震にどう備えるかについてお聞きします。芦北町の全ての避難所が閉所してからですが、御存じのことと思えますが、内閣府は平成28年5月20日付け、避難所における食生活の改善についての具体化を通知しています。この通知内容は、熊本地震により各避難所で避難者の方からの要求や意見を基に作られたものだと思います。今回の2回にわたる国からの通知は、阪神大震災や東日本大震災の教訓から、震災関連死を出さずに命と健康を守ることが行政の責任であることを明確にしたことの現れです。避難所に関わる問題というのは、国民の命と健康を守ることであるということで、内閣府から4月15日、5月20日と、2回通知が出ています。内閣府の通知を指針に具体化し、生活環境の改善が図られたのか、今回の地震で避難所の確保数は十分だったのかなど検証する必要があります。車中泊や公園、空き地なども含めて、日奈久断層帯を震源とする震度7以上を想定した地震への対応を具体化することも必要です。

芦北町地域防災計画には、多くの防災計画がありますが、住民の住む家が崩壊し、住むところを失った住民の命と健康を守ることができる内容になっているのでしょうか。特に、この防災計画の第29節地震・津波災害対策計画の中に、被害が大きいと想定される地震を対象に、布田川・日奈久断層帯、中部・南西部連動、地震規模マグニチュード7.9などについて、地震調査委員会の発表が記載してあります。実際にこのような大きな地震が起こったとき、今回の熊本地震で益城町など大きな被害があった被災自治体では、なかなか地域防災計画どおりにいかないのが今回の地震の教訓ではないでしょうか。震度7以上の地震が発生すれば、多くの住民に加え、職員も被災し、ライフラインの被害も想定されます。

そこで町長にお聞きします。避難所生活が長期化する場合に備えて、芦北町地域

防災計画、第29節地震・津波災害対策計画の中に103ページ(5)避難所運営マニュアル等を作成するとあります。現に作ってあると思いますが、今回の地震発生以前に作成されたものと思います。今回の地震を教訓に、国の通知4月15日の避難所の生活環境の整備についてと、5月20日の避難所における食生活の改善についての2回の通知内容を避難所運営マニュアルに盛り込むよう求めます。

また、6月6日、熊本地震の初動対応について検証するため、各省庁幹部らによる初会合を政府は開いております。この席上、避難所生活が長期化する場合に大切なことは、災害から学ぶべきものは全て学び、以後の対応に生かしていくことが極めて重要です。関係者の記憶が新しいうちに検証を進め、制度面の改善につなげていきたいと述べています。これは菅官房長官が政府の今回の地震に対する会議で述べている言葉です。政府も災害から学ぶべきものは全て学び、以後の対応に生かしていくと言っています。要するに、被災者の声から全て学べということだと思えます。町長、芦北町での避難所や車中泊を経験した避難住民と、避難所で実際に対応した職員や被災地に派遣した職員等の声を十分に把握し、反映することが重要です。先ほど課長の答弁でも言われました。避難所運営マニュアルを具体的に充実させて、災害関連死を出さない、町民の命と健康を守ることを前提にした内容に充実させてほしいが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長(寺本修一君) 竹崎町長。

○町長(竹崎一成君) お答えいたします。

今、そういうのも含めましてですね、補完すべきところもありますし、総合的に見直しをいたしたいと思えます。より精度の高いものに考えたいと思えます。まずは、このマニュアル等の整備を進めてまいりたいと思えます。

○議長(寺本修一君) 山元総務課長。

○総務課長(山元信作君) 補足して説明申し上げます。

避難所運営マニュアル、これは簡易版としまして27年度3月に調査しております。この中でうたわれているのが、今ありましたとおりに、行政や地域、自主防災組織等の地区住民の双方が協力して連携して行う。避難所の運営も長期化した場合には、そういう運営でやっていくとなっております。これに加えて、今回出ました、その食生活関係の改善、これも盛り込んでいくような検討を進めていきたいと思えます。

○議長(寺本修一君) 坂本君。

○2番(坂本 登君) それと、一番大切なことは、やっぱり避難所生活をされた町民の方からの意見を十分に聞いて、マニュアルに取り入れてほしい。答弁で、派遣した職員、またそれぞれの分野から意見を集約したいという町長の答弁もありました

ので、是非とも住民の声を出発点にというのが基本でありますので、是非よろしく  
お願いいたしまして、川内原発の2回目の質問に移ります。

阿久根市との協定の見直しは考えてないということでした。阿久根市との協定は  
原発事故と地震や津波災害が同時に発生した場合を想定していないと思います。こ  
の協定は、原発事故が単独で起きたことを想定した協定となっているように思いま  
す。現に、東日本大震災では地震、津波、原発事故が同時に起こっています。今回  
の熊本地震では、町が指定した避難所の6施設は阿久根市に提供する施設です。先  
ほど課長の答弁でダブっていないと、2つしかダブっていないという答弁でしたが、  
そのダブルところだけでもですね、既に芦北町民が避難している場合は、同じ施設  
に阿久根市民が避難することになるのでしょうか。現実問題として、原発事故発生  
時に阿久根市の避難者数分の施設の提供だけを確保して、避難所での生活等の対応  
は阿久根市任せで実施可能なのでしょうか。原発事故と大災害の2つの災害が同時  
に発生した場合のことを想定して、阿久根市と真剣に協議をしていただきたいが、  
どうでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 避難所ですけれども、先ほど申し上げましたが、阿久根市  
からの受け入れの7施設、それとは別に芦北町民は5施設ですから、ダブってはおり  
ません。芦北町は5箇所ですから、別の施設ですからダブってはおりません。

それから、同時に発生した場合に、果たして向こうから来れるのかという問題も  
ございます。そこのところは、詳しい詰めはやっておりませんが、避難所運営、阿  
久根市民がこの7施設に入った場合は、運営そのもの自体を阿久根市民で行う、市  
の職員で行うとなっておりますので、同時に起こった場合はそういうことで町の助  
けというのはできないかと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） ダブルところはないということですが、やはりこういう未曾有  
のですね、世界中どこでもこういう大災害は起こり得るわけですから、この避難所  
問題等を含め、全て阿久根市に任せっきりという対応である協定でいいのか、この  
点は是非ですね、今度の地震を機に話し合っていたきたいと、このように思いま  
す。

そしてもう一つ、町民から声を聞いていますので紹介します。「今回の熊本地震  
で思ったことは、連続的に終息の見通しのない余震が続いている中で、日奈久断層  
帯が南西部方面に伸びていて、この延長方向にある川内原発を一旦止めるべきじゃ  
ないか。九州電力はなぜ一時停止をせず、危険性がないと言って稼働したままなん  
だ。新幹線や在来線でも、高速道路だって一旦止めて安全点検をしたじゃないか。

そうするのが普通は常識じゃないか。何で川内原発を一旦止めて安全点検をせんとか。せめて余震が続いている間は、安全が確認されても終息するまで動かさないでほしい。事故が起こってからでは遅か。」という内容の声を聞きました。多くの町民が川内原発は一旦止めてほしいと心配したと思います。日奈久断層帯の震源地が移動して、広がる可能性を考えると、川内原発を一旦止めて、地震活動が収まるまで稼働を待つのは当たり前です。町民の避難計画も極めて不十分で、町民の不安に応えるのは当然です。町長は、この町民の声をどう思いますか。町長の認識をお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういった御意見もあるんだなという思いがしました。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） もう少しですね、やっぱり大企業とかの問題ですけど、もう少し真剣にですね、町民の声を受け止めていただきたい。わずかな声とか、小さな声とかというふうに思わないでいただきたいと思います。

私は、九州電力川内原子力発電所の今回の地震に対する措置は、会社のもうけがどうなるかが第一の優先課題で、近隣市町村住民の一旦停止せよとの多くの声を聞く耳を持たずに、会社の儲けが第一で、住民一人ひとりの人権と個人の尊厳を軽視していると思います。このまま稼働し続けると、使用済み核燃料を保管する貯蔵プールがあと数年で満杯になり、どう処理するか解決の目途はありません。使用済み核燃料を始末するシステムをいまだ企業や国は開発できていないのが現状です。自分が生み出す核廃棄物の後始末ができないようなエネルギーの利用の仕方が、本当に完成された技術といえるのか、答えは既に明白だと思います。人類と共存できない危険な原発をやめて、再生可能エネルギーを大きく伸ばすことが、原発事故の心配のない真に未来ある唯一の道です。このことを申し上げまして、次の質問に入ります。

教育委員会に対しまして再質問をいたします。児童の声を紹介します。「授業中に大きな揺れがあり、机の下にもぐって、揺れが収まって外に早く逃げたかったのに、先生から指示があるまで待ちなさいと言われた。何回も家にいるときに夜怖い目に遭っているので、天井のあるところは怖かった。早く外に出たかった。」という声がありました。子どもたちの中には、何回も大きな揺れを経験し、不安と恐怖から抜けきれない子どももいると思います。例え余震であっても、地震が発生した場合、先生方にこのように外に出るか出ないかまで、子どもたちに指示するよう指導しているのか。また、外に出る出ないかの基準はあるのかお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 児童が外へ逃げるかどうかの基準でございますが、まずは天井からの落下物を避ける、倒壊物ですね、倒れてくるものから身を守る、それと横に移動してきた物から身を守る、この3つが地震のときの身を守る3原則でございます。地震が起きて揺れた場合は、まずその机の下などに隠れて、揺れの収まるのを待つというのが大切でございます。その後、揺れが収まった後に校庭等の広い場所に移動していただいて、人員の点呼を行うというのが一般的な流れかと考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 子どもたちには、先ほど教育長の方から答弁がありました、心のケア、メンタルのケアが大切だということで、私も同感であります。その中で保護者からの声も紹介します。ある児童のお父さんは「今でも夜が怖くて、うちの子どもは車に寝て学校に行っている。」という声。また他のお母さんからは「夜、私がトイレやお風呂に行くときに、必ず子どもがくっついてくるようになった。夜、一人になるのが怖いと子どもは言っている。たまに夜寝ているときに、急に泣き出すことがある。」というような声を聞きました。紹介できる声はわずかですが、まだまだたくさんまの子どもたちは、今回の地震の体験から不安や恐怖が心に残っていると思います。先ほど答弁でありました、児童生徒の心のケアが必要と思います。

そこでお聞きします。幼稚園も含め、学校等で今回の地震について、園児、児童、生徒に対し、調査等を実施しましたか。実施していれば、結果をお聞かせください。また、対処方法として、ヒアリングなど心のケアをどのようにするおつもりかお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） お答えいたします。

今回の地震による精神的なダメージを受けた児童生徒につきましては、学校からの報告はあっておりません。もしもそのような児童生徒がありました場合には、スクールソーシャルワーカー等が配置されておりますので、この方たちの専門的なケアをお願いしたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 学校からの報告はないということですが、是非ですね、ヒアリング等を行って、アンケートでもいいと思います。是非行って、少数の子どもたちへのそういう恐怖心、あるいはそういう子どもがいたら、何とかケアしていただきたい、このように思います。

今回の熊本地震を教訓に、地震の発生は児童生徒が学校にいる時間帯に起きるとは限りません。どんな時間帯でも日奈久断層帯を震源とする震度7以上の地震を想

定した内容に対応できる防災教育と避難訓練を、児童生徒だけでなく、教職員も含めて、充実することが大切です。実践的な防災教育や、実践的な避難訓練によって、助かる命は助ける覚悟で取り組んでいただきたいが、今後の決意なりを教育長か教育委員長、答えていただけますか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 最初の御質問にお答えいたしましたとおり、今まで取り組んできております防災訓練、そしてまた防災教育で、子どもたち、しっかりその課題等も見据えた中で、まず発生後のとるべき初動、行動、心得を取得しておると思います。これを町内全小中学校にも広めまして、今後も防災教育に生かしていきたいというふうに考えます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 是非お願いいたします。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（寺本修一君） これで坂本君の質問が終わりました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時45分

## 平成28年第2回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月17日

午前10時 開 議

於 議 場

### 1 議事日程

- 第 1 発言の取消しの件
  - 第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
芦北町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する  
条例の制定について
  - 第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について
  - 第 5 報告第 1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
  - 第 6 報告第 2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ  
いて
  - 第 7 報告第 3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
  - 第 8 議案第44号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第1号）
  - 第 9 議案第45号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）
  - 第10 議案第46号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第  
1号）
  - 第11 議案第47号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第12 議案第48号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
  - 第13 議案第49号 芦北町計石港観光休憩所条例を廃止する条例の制定につ  
いて
- （一括議題＝第14から第15まで）
- 第14 議案第50号 町道の路線廃止について
  - 第15 議案第51号 町道の路線認定について
  - 第16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第17 議員派遣の件

(一括議題＝第18から第21まで)

第18 総務常任委員会の閉会中の継続調査の件

第19 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(閉会)

2 出席議員 (16人)

1番 荒川知章君	2番 坂本登君
3番 宮内道則君	4番 寺本順一君
5番 古村逸男君	6番 白坂康浩君
7番 草野安道君	8番 前田徹一君
9番 元山秀志君	10番 宮尾秀行君
11番 平松洋一君	12番 川尻成美君
13番 藤井公明君	14番 岡部恵美子君
15番 水口宣之君	16番 寺本修一君

3 欠席議員 (0人)

4 説明のため出席した者の職氏名 (18人)

町長 竹崎一成君	副町長 藤崎正司君
教育委員長 澁谷百錬君	教育長 竹浦裕道君
総務課長 山元信作君	企画財政課長 柳田豊彦君
税務課長 楠原清照君	住民生活課長 一丸喜八郎君
福祉課長 櫻井優一君	農林水産課長 藤井哲郎君
商工観光課長 園川民夫君	建設課長 下田研君
上下水道課長 坂道征一君	会計管理者兼 会計室長 井手口浩二君
田浦基幹支所長 宮石幸人君	教育課長 長船正純君
生涯学習課長 宮下祐一君	農業委員会 事務局長 告畑一彦君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 岩間睦生君	次長(課長補佐) 佐竹貴幸君
--------------	----------------

## 議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

### 1 芦北町議会改革特別委員会研修

- (1) 目的 議会改革及び活性化に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県白石町・太良町
- (3) 内容 議会改革及び活性化先進地研修
- (4) 期間 平成28年6月29日(水)～6月30日(木)
- (5) 派遣議員 議会改革特別委員会委員

### 2 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 講堂
- (3) 内容 講演  
演題「人口減少問題・地方創生」(仮)  
講師 京都大学教授 広井良典 氏
- (4) 期間 平成28年8月1日(月)
- (5) 派遣議員 水口副議長

### 3 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 未定
- (3) 内容 講演  
演題 「T P P ・日本の農業のあり方」(仮)  
講師 名古屋大学大学院教授 生源寺 眞一氏
- (4) 期間 平成28年8月23日(火)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成28年6月17日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

#### 第1 発言の取消しの件

○議長（寺本修一君） 日程第1「発言の取消しの件」を議題とします。

坂本君から、6月14日に行われた一般質問における発言について、会議規則第63条の規定により、発言取消申出書の提出がされております。発言取消申出書はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、坂本君の申し出た発言を取り消すことについて決定しました。

-----○-----

#### 第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例は、行政不服審査法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

行政不服審査法及び同法施行令が平成28年4月1日に施行されることに伴い、本年3月定例会において、議案第28号、芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の御議決をいただいておりますが、総務省及び熊本県から準則改正の追加通知があり、本年4月1日の施行を求められたため、専決処分としたものです。

第1条は、芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。第12

条、議事についての調書に係る条文を併用する文書表現の変更のみであり、これに伴う内容の変更はありません。

第2条は、3月定例会で御議決いただいた芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の更なる一部改正となっております。これにつきましても、附則の適用区分についての条文であります。この条文を併用する文書表現の変更のみであり、これに伴う内容の実質的な変更はありません。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

### 第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

#### 芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第3、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、法律の改正に合わせて改正したもの27条分、法規定の新設に合わせて新設したもの13条文、規定の整備が1条文でございますが、特に重要と思われる法人町民税関係と軽自動車税関係等の改正内容について御説明いたします。

本条例の構成は、第1条が芦北町税条例の一部改正に関わるものです。また、10ページの下から5行目からは、芦北町税条例等の一部を改正する条例の一部改正に関わるものであり、第2条と第3条でございます。

まず、法人町民税関係の改正内容について御説明いたします。条文は2ページの下から7行目の1行の34条の40というところです。これは法人町民税の法人税案について、現在の税率9.7%を6%とし、3.7%引き下げるものです。また同時に、法人県民税についても3.2%が1%に、2.2%引き下げられ、合計5.9%引き下げられます。一方、この引下げとセットで国税である地方法人税は税率4.4%が10.3%に5.9%引き上げられます。結果として、町・県・国の税率合計は17.3%となり、全体の税率としては改正前と変わらない税率となっています。これは平成29年4月1日に予定されている消費税10%引上げによる地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的とした改正であり、国税である地方法人税は全て地方交付税の原資とされ、自治体の財政力格差を踏まえた地方交付税の配分が行われることとなっています。

この改正は平成29年4月1日以後に開始される法人の事業年度から適用されます。しかし、既に報道等で御承知のとおり、本年6月1日、首相官邸で記者会見した安倍首相は、来年平成29年4月に予定していた消費税率10%への引上げを平成31年10月に2年半延期する考えを正式表明されました。そして、来る参議院選挙で改選議席の過半数が獲得できれば、増税時期を定めた消費税増税法改正案を秋の臨時国会に提出すると明言されておりますので、消費税増税を前提とし専決処分した今回の条例改正の内容が今後どのような取扱いになるかにつきましては不透明な現状でございます。

次に、軽自動車税の改正について説明いたします。これにつきましても、県税である自動車取得税が消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止することとなっていますので、消費税増税が前提となっています。県税である自動車取得税が廃止される代わりに、軽自動車税に環境性能割が新設されました。これにより、軽自動車税は新車登録時1回課税のこの環境性能割と、毎年課税の種別割の2種類で構成されることとなりました。これは平成29年度課税から適用されます。さらに、現行のグリーン化特例措置は、29年度課税まで1年間延長されます。

第2条は、地方税法等の改正に伴い、平成26年芦北町条例第18号、芦北町税条例の一部を改正する条例の一部改正であり、主な改正内容は現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備です。

第3条は、町たばこ税に関する経過措置で、地方税法施行規則の一部を改正する条例の改正に伴い、平成27年芦北町条例第19号、芦北町税条例の一部を改正す

る条例を改正したもので、主な改正内容は附則の様式名の変更等でございます。  
附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。  
以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

#### 第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

##### 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第4、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、主に被保険者世帯課税限度額の引上げと、軽減措置の拡充に関するものです。

まず、課税限度額の引上げについては、限度額を現行85万円から89万円、月平均では約7万4,000円とするものです。

次に、軽減措置の拡充については、低所得者対策として5割軽減と2割軽減の算定基準の見直しを行っています。

まず、5割軽減では、軽減判定所得の算定基準額をこれまでは26万円に被保険

者数を乗じた額に33万円を加えた額としていましたが、この26万円を26万5,000円とし、5,000円増額しました。

また、2割軽減については、これまで47万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としていましたが、この47万円を48万円に、1万円増額したものです。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

-----○-----

## 第5 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第5、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について御説明をいたします。

平成27年度芦北町一般会計補正予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により議会に報告をいたします。

次のページの表で御説明をしたいと思います。

これらの繰越事業につきましては、先の3月と12月の定例会で承認を得ているものであります。

款2 総務費の自治体情報セキュリティ強化事業から款10 災害復旧費の公共土木

災害復旧費までの18件の合計4億1,256万4,562円を翌年度へ繰り越しいたしました、18件のうち、地方創生事業の加速化交付金を活用する事業が6件、7,734万7,000円、昨年の台風などによる災害復旧費が3件、4,939万3,600円などとなっております。財源の内訳は表のとおりでございます。

主な繰越理由は、災害復旧費のように国・県との協議の関係で適正工期が確保できないもの、3月に国が行いました補正に連動いたしまして予算化をいたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金事業や、地方創生関係の加速化交付金関連事業など、もともとから繰り越しを前提とする事業になったというようなことなどであります。

5月末の時点で、18事業のうち補助金負担金事業の7事業については、全て事業に着手をしております。そのほかにつきましても5月末までにほとんどが入札契約が済んでいるという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 繰越計算書にはですね、異議ございませんが、関連して質問いたします。この中の個人番号カード交付事業というのがございますが、現在、地方公共団体情報システム機構というところで一極集中しながらこれをやっていると、芦北町とそこと関連してつながっていくんだと思いますが、今いろいろ聞くとところによりますと、もうシステム障害が50回を超えておりますし、相当なもので、いろいろ資料を見ますとですね、個人番号カード等に関する業務処理において発生した事象についてということでおわび文がもう3回も4回も出ておりますが、1月の1日から始まったということでございますけど、見る限りですね、1月の18日、一部の市町村において業務が実施できない事象が生じました。それは19日もですけど。それから、1月25日発表の状態では1月の21日、1月22日、1月25日、これも業務が実施できない事象が発生しましたというおわびの文書、それから、2月の22日には多くの市町村において個人番号カードの交付前作業、交付作業が実施できない事象が生じましたと、こういう文章でございます。それから、4月の27日にはですね、中継サーバー内の障害により市町村の統合端末からカード管理システムに接続できない状態となりましたということで、これも数多くでていまして、これまで50回超えております。この前の熊日新聞だったと思いますが、マイナポータルも延期ということになっておりまして、このような障害の中で今スタートしておりますが、芦北町においてそういう状態は大丈夫であったのかということと、もしあればどういう障害があったのか。それから、現在までのマイナ

ンバーカードのですね、申請、発行状況等々わかれば、これを教えていただきたい  
と思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 今の御質問ですけれども、ジェイリース、団体ので  
すね、事業の部分なんですけれども、確かにいろんなトラブルが発生しました。う  
ちのほうでは、具体的なトラブルというのは、受理したものを交付前設定というこ  
とをやるんですけれども、その部分ですすね、ちょっと交付設定ができなかったり  
とか、そういったものがちょっと発生したところがございます。今の状況なんです  
けれども、5月31日現在で1,380人の方が申請をされておまして、そして  
実際うちのほうに申請された方のカード等が来ていますのが1,209人分。そし  
て、交付設定という作業がございますので、その交付設定が済んだのが1,116  
人です。そして、実際にその交付通知ですすね、取りに来てくださいというそういう  
通知をしましたのが1,027名、実際に交付が終わりましたが810人のところ  
でございます。交付数はすすね、その申請受付数からすると、今67%ぐらいの交  
付率になっているところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに。平松君。

○11番（平松洋一君） 権利者といいますか、町民からすると何%ぐらいですか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 人口数にしますと、1万8,000人近くいらっし  
ゃいますので、それでしますと7、8%ぐらいになると思いますけれども、今後で  
すすね、増えていくだろうと思うんですが、最近の交付申請の状況なんですけれども、  
実際に申請件数が落ちてきています。一番多いのが2月の543件、それから3月  
が230件、4月が92件、5月が44件ということになっている状況でございま  
す。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

-----○-----

## 第6 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第6、報告第2号「有限会社あしきたマリンサービスの経  
営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

報告第2号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成27年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧いただきたいと思ひます。

事業としまして、県立芦北青少年の家の一部受託業務と芦北海浜総合公園管理運営の一部業務が行われております。

利用状況は、県立芦北青少年の家が476団体、延べ6万2,137人で、前年度よりも6,336人減少しております。これは指定管理者による安全面や利用者の満足度などを考慮し、受入可能数に制限があるためであります。

芦北海浜総合公園につきましては、入場者数が延べ3万2,803人で、前年度より1,128人増加しており、公園使用料収入は平成20年度以降最高となっております。平成27年度の事業実績は、総収入1億733万1,000円、当期末処分利益は262万6,064円となっております。

なお、6ページの損益計算書に記載のとおり、当期純利益は78万9,630円となっております。

そのほか貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、7ページから販売費及び一般管理費の計算内訳など、9ページに利益処理がございますので、御覧いただければと思ひます。

最後に、平成28年度の事業計画について申し上げます。資料10ページからになります。

県立芦北青少年の家の施設管理業務委託につきましては、平成24年度から5年間の県との長期継続契約になっており、あしきたマリンサービスもひとつづくり熊本ネット・三勢共同体と5年目の契約締結がなされております。利用者数は近年の少子化などの社会情勢や、平成27年度の決算状況を踏まえまして、6万2,000人と見込まれております。また、芦北海浜総合公園におきましても、利用者の増加を図るためのサービスの向上に努めるとしてあります。

12ページから収支計画書を記載しておりますので、御覧いただければと思ひます。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

-----○-----

## 第7 報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第7、報告第3号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 報告第3号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成27年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧ください。

利用者総数は、前年度比100.3%の41万6,843人でありました。事業実績は、総売上額で2億8,070万5,032円、当期利益は961万2,274円となっております。前年度より415万6,858円増額しております。

部門別に申し上げます。公園利用者数10万6,787人、収入5,559万1,000円、温泉センター利用者数11万3,572人、収入6,729万8,000円、主要事業利用者数797人、収入3,133万9,000円、物産館利用者数19万5,687人、収入1億2,647万4,000円となっております。

その内容としまして、温泉センターにおきましては計画的なメンテナンス実施による利用者の快適性能向上、また定期イベントの実施や優待集客により業績アップが図られておりまして、そのほかの部門であります公園事業、主要事業等も併せて経費削減も実施され、黒字決算となっております。

また、物産館におきましては、休憩施設、手洗い施設などを新設しまして、利用者の快適性向上に努めるとともに、地元の特性を生かした品揃えや身の回り商品を充実させ、黒字決算となっております。

そのほか貸借対照表が4ページに、損益計算書が5ページ、6ページから利益金処分などの報告書がございますので、御確認いただければと存じます。

最後に、平成28年度の事業計画について申し上げます。資料9ページからであります。

公園事業部では、公園、温泉施設のメンテナンスの強化、主要事業の拡大とあります。物産館事業部では、オリジナル性、特産品の強化・拡大で集客力を高めるとあります。

11ページに物産館事業部の事業計画、12ページに収支計画、13ページに公園事業部の事業計画、14ページから15ページに収支計画を記載しておりますの

で、御覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） この有限会社御立岬でありますけれども、21年度から使用料金制度に、物産館を除いてですね、部門がなったわけであります。そういうことの中で、委託料がありまして、最終的に使用料が幾らで、使用料金を町に返戻したのが幾らでというのが一目瞭然で見れば非常に分かるんですけども、それがちょっと分からないものですから、いろいろ引っ張り出してみたんですけども、その中でですね、まず8ページの監査委員の意見書でですね、下段の下から2番目に「使用料金制に対しての取り組みを評価し」というのがありますけれども、この意味がどうしても私には、どういう意味かなということで理解できないんですけども。監査委員がおられますので、まずお願いします。

○議長（寺本修一君） 井手口会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（井手口浩二君） 川尻議員のただいまの質問ですけれども、さらなるですね、やはりそういった経営を評価しながら、少しでも使用料が上がるというようなことで考えています。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は、もうちょっと使用料金が上がるようにということであるというふうに理解しましたけれども、要するに委託料があって、そして使用料金を町に返戻する、その差額が少なくなって初めて、いわゆる委託料が少なくなるようにするのがこの経営の一番のやり方というふうに思いますので、そののところを強調されていると思いますが、そしてですね、これは報告ですのでいろいろクレームつける場ではないんですけども、5ページにですね、手数料収入というのが損益計算書でありますけれども、前年度はですね、これに委託料のほうも、手数料と分けてあったものですから、明確に前のは、ああこれだけ町から金を出してあるんだなというのが分かったんですけども、今回一緒にしてあるものですから分からないものですから、この決算で委託料はどれだけなのか、その差を、手数料と差があると思いますのでお願いします。

また、町に利用料金をやっております、その決算が9月にしか出てきませんので、これではどれだけだったのか。28年度の計画書にはこれだけですよというのは書いてありますけれども、決算では分かりませんのでお願いします。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） まず、1点目でございます。損益計算書の手数料収入

についてのお尋ねというふうに思います。この中身につきましては、数字をよろしいでしょうか。まず、販売手数料であります。大きく分けて二つ、一つは販売手数料3,692万6,531円、もう一つ委託料収入でございます。1億2,400万4円でございます。以上が手数料収入の内訳となっております。

それと、2番目の御質問がございました、27年度の有限会社御立岬におきます使用料の実績かと思えます。公園、温泉、合わせまして数字で申し上げます、6,652万5,790円。以上が実績でございました。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに。川尻君。

○12番（川尻成美君） としますとですね、差額といいますか、27年度にもらった差額が4,000万円近くあるということになると思えますので、その差額を縮めるということが大事かなというふうに思っておりますので、課長、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。やはりですね、事業会計と一緒にですので、なるだけ一目瞭然でですね、この前、25年度にも前期と後期を書いてくださいということで、決算上はそう作るべきということで指摘をしてもらったんですけども、そういうことありますので、できるなら一目瞭然で見られるような提出書類にされたら、質問も要らないんじゃないかというふうに思っています。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

#### 第8 議案第44号 平成28年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第8、議案第44号「平成28年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、議案第44号、平成28年度一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1億6,749万8,000円を追加し、予算の総額を97億5,749万8,000円にするものです。併せて、地方債の補正も行っております。

まず、説明をいたします。9ページを御覧いただきたいと思えます。各課におきまして、2節給料から3節職員手当、4節共済費までをそれぞれ補正しております。合計で914万9,000円の減額となりますが、これは4月1日付けの人事異動に伴うものと、熊本地震発生に際し、避難所の管理業務等に当たった職員の時間外

勤務手当分などを計上しております。詳しくは予算書22、23ページを御覧いただければ、内訳を記載しております。

以後の説明につきましては、職員人件費を除いて説明したいと存じます。説明書は10ページになります。10ページの総務費のうち、9目基幹支所費の修繕料29万7,000円は、地震の被害を受けました田浦基幹所の修繕料であります。その下段、14目まちづくり推進費の150万円は、小田浦地区が行います地域イベントのための用具を揃えることを目的に申請をしておりましたコミュニティ助成金が交付される見込みとなったため計上をしたものであります。

次は12ページになります。民生費の4目高齢者福祉費の1,369万8,000円の追加は、人事異動によりまして介護保険事業にあたる職員が増加したため、人件費相当額を介護保険特別会計へ繰り出すものであります。

次は13ページになります。衛生費の1目保健衛生総務費における繰出金1,401万6,000円の減額は、国保会計の直診事業勘定の職員2名が異動したため不用になったということであります。

次は14ページです。農林水産業費の3目農業振興費306万円は、本年1月に発生をいたしました大雪によるハウス被害の復旧に要する補助金で熊本県と芦北町において、それぞれ20%を補助するものであります。

次は15ページになります。15ページの漁港建設の修繕料65万1,000円、これにつきましては井牟田漁港の石積み防波堤が地震によりまして一部崩落をいたしましたので、その復旧費を計上したものです。

次は17ページの土木費、3目道路新設改良費です。委託料1,065万1,000円のうち、転石調査業務委託料765万9,000円は、地震後の調査によりまして町道海路上原線と内木場線などに転石の危険性があることが分かりましたので、これを詳細に調査するための費用であります。また、樹木伐採委託料299万2,000円は、射場芦北線の改良工事に伴い樹木を処分するためのものであります。

次の15工事請負費のうち、射場芦北線改良工事1億4,767万6,000円は、その財源としております社会資本整備交付金を申請しておりましたが、当初予算をはるかに超える交付金の割り当てがありましたので、それに見合う工事費を追加したということであります。道路災害防除費、道路工事558万5,000円は、地震によりまして町道鶴木山坪木線で落石が発生しており、それを復旧するための工事費であります。

次は18ページになります。消防費、2目非常備消防費の旅費の費用弁償165万円は、地震における避難所の運営や警戒等に当たった消防団員の出勤費用の追加であります。4目災害対策費の特別旅費34万3,000円は、被災地へ職員を派

遣するための旅費であります。需用費187万8,000円は、災害備蓄用の消耗品代23万7,000円、被災地派遣のための燃料費21万円、備蓄する食糧や水などの購入費用143万1,000円であります。次の役務費19万5,000円は、避難所で使用いたしました毛布等のクリーニング代であります。道路通行料4,000円は、被災地派遣に伴います公用車の通行料を計上しております。

次は19ページです。9款教育費の小学校費、1目学校管理費130万8,000円の修繕料は田浦小学校が地震の被害を受けましたので、この修繕料を計上いたしました。教育振興費の12万3,000円の追加は、湯浦小学校が熊本県の研究指定校となりましたので、この事業に伴います旅費、需用費、役務費などを計上したものであります。次は中学校費であります。164万4,000円の修繕料は地震のため田浦中学校と湯浦中学校において被害が出ておりますので、これを復旧する費用です。次は幼稚園費になります。8万7,000円の修繕料を追加しております。地震によって渡り廊下の釣り金具が損傷したため、これを普及する費用であります。

次は21ページ、農地災害復旧費66万3,000円です。これは地震によりまして3箇所の農地に被害が出ましたので、これを復旧するための補助金を計上しております。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明したいと思います。8ページにお戻りください。

国庫補助金の道路橋りょう費補助金7,409万3,000円は、歳出のところで申しあげましたけれども、射場芦北線に絡みます交付金が当初予算見込みを大幅に上回る額の配分が確定したことによるものであります。県補助金のうち農林水産業費県補助金153万円は、大雪によるハウス復旧費の補助金で、県費の20%相当額であります。教育費県補助金の5万円は、湯浦小学校の研究指定校に伴うもの、18款の繰越金をとばしまして、19款雑入150万円は、小田浦地区に対するコミュニティ助成金の採択によるものです。20款町債6,000万円は、町道射場芦北線の工事に関して過疎債を追加をするものであります。

以上申しあげました特定財源が1億3,717万3,000円となりますので、歳出との差額3,032万5,000円を18款の前年度繰越金で充てるという財源構成にしております。

最後に、地方債の補正を説明をいたします。5ページをお願いします。土木整備事業の限度額を6,000万円追加し、3億8,600万円にするもので、過疎債を充てる予定にしております。起債の方法、利率、償還の方法などは、表のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 第9 議案第45号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第45号「平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第45号、平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億6,238万9,000円とし、直営診療施設勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,401万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,908万4,000円とするものです。

まず、事業勘定の歳出から御説明いたします。予算書の11ページをお開きください。

款1総務費、目1一般管理費の委託料38万9,000円は、平成38年度に予定されています国保制度改正に伴うシステム改修委託料でございます。

次に歳入につきましては、10ページをお願いします。

款3国庫支出金、目2国民健康保険支援事業費補助金38万9,000円は、委託料の全額を国庫補助金で充当する予定です。

次に、直診勘定の歳出につきましては、13ページをお願いします。

款1総務費、目1一般管理費の1,401万6,000円の減額は、人事異動に伴

う人件費の補正でございます。

次に、歳入につきましては、12ページをお願いします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金を1,401万6,000円減額する補正といたしております。なお、給与費の内訳につきましては、予算書の14ページから16ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**第10 議案第46号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第46号「平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第46号、平成28年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,369万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,969万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費の1,369万8,000円は、人事異動に伴います人件費の補正でございます。

次に、歳入につきましては6ページをお願いします。

款6繰入金、目4その他一般会計繰入金1,369万8,000円を補正財源としております。

給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。11時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、日程第4、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書」について、質問に対する回答を一丸住民生活課長から一部を訂正する発言の申し出が出ております。これを認めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 先ほど平松議員さんから、マイナンバーカードの交付状況について御質問がございました。その中で交付済みを申請受付数の67%というふうに申し上げましたが、受理件数の67%が交付済みということで訂正をお願いします。

-----○-----

第11 議案第47号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第47号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第47号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、所定の改正を行うものでございます。

改正の内容は、保育士の確保が困難な状況に対処するべく、当分の間、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準や資格要件が緩和されたことに伴いまして特例規定を追加いたします。また、建築基準法施行令の改正に伴い、特別非常階段に係る規制が合理化されたことによりまして、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における避難用階段の規制について改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものです。

なお、改正後の第28条及び第43条の規定は、同年6月1日から適用することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第12 議案第48号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第12、議案第48号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第48号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の道園団地、広瀬団地につきましては、木造建築物の耐用年数30年を過ぎており、築50年以上が経過しております。昨年2月と11月に退居者があり空き家となりましたので、周辺住民に対する安全性等を考慮し、今回、道園団地1戸、広瀬団地1戸を取り壊すために条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第13 議案第49号 芦北町計石港観光休憩所条例を廃止する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第13、議案第49号「芦北町計石港観光休憩所条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第49号、芦北町計石港観光休憩所条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の廃止は、計石港観光休憩所の用途を廃止し、現在の施設を水産物特売施設として整備するためのものであります。

附則として、この条例は交付の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。  
以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 第14 議案第50号 町道の路線廃止について

#### 第15 議案第51号 町道の路線認定について

○議長（寺本修一君） 日程第14、議案第50号「町道の路線廃止について」及び日程第15、議案第51号「町道の路線認定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。下田建設課長。

○建設課長（下田 研君） 議案第50号、町道の路線廃止について及び議案第51号、町道の路線認定については、関連する議案ですので一括して御説明申し上げます。

添付しております地図を御参照ください。

まず、町道五本松線の廃止について御説明申し上げます。位置図の2ページをお願いいたします。本町道は南九州西回り自動車道芦北出水道路の芦北インターから津奈木インター間の整備に伴い、大部分が芦北出水道路の用地となり、延長が極端に縮小したため廃止するものです。

なお、残りの部分は、接続する町道浦田線の支線として編入いたします。

次に、町道小湯治線の廃止・認定について御説明申し上げます。

位置図は、廃止が廃止議案の3ページ、認定が認定議案の2ページをお願いいたします。

本町道も大部分が南九州西回り自動車道芦北出水道路の用地となり、加えて終点

も修正する必要が生じたため、現町道を一旦廃止し、新たに認定するものです。

次に、町道山川線及び町道元屋敷2号線の認定について御説明申し上げます。

位置図の3ページから5ページをお願いいたします。

この2路線につきましては、南九州西回り自動車道芦北出水道路工事に伴い、新たにできた道路であり、今後、町管理道路とするため、今回新たに認定するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第14、議案第50号及び日程第15、議案第51号を順次討論を行い、採決します。

日程第14、議案第50号、町道の路線廃止について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これから日程第15、議案第51号、町道の路線認定について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第16、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字簸瀬219番地、氏名、瀬口明。この件につきましては、平成28年9月30日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

瀬口明氏でございますが、平成22年10月から人権擁護委員として委嘱され、現在2期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願います。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者と認めることに決定いたしました。

-----○-----

第17 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第17「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、自席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は自席に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更が生ずる場合には、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定いたしました。

-----○-----

第18 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第19 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第18から日程第21までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、自席に配付しています申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（寺本修一君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員